



山形県公報

平成16年10月29日(金)
第1589号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則... (警察本部)...1168

### 告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... (環境保護課)... 同
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定..... ( 同 )...1171
- 昭和39年3月県告示第227号(鳥獣保護区の設定)の一部改正..... ( 同 )... 同
- 昭和39年10月県告示第1001号(鳥獣保護区の設定)の一部改正..... ( 同 )...1172
- 昭和49年10月県告示第1603号(鳥獣保護区の設定)の一部改正..... ( 同 )...1174
- 昭和49年10月県告示第1604号(鳥獣保護区の設定)の一部改正..... ( 同 )... 同
- 昭和59年10月県告示第1308号(鳥獣保護区の設定)の一部改正..... ( 同 )...1175
- 銃猟禁止区域の指定..... ( 同 )... 同
- 平成13年10月県告示第845号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正..... ( 同 )...1176
- 平成8年10月県告示第1047号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正..... ( 同 )...1177
- 平成9年9月県告示第991号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正..... ( 同 )... 同
- 休猟区の指定..... ( 同 )... 同
- 指定猟法禁止区域の指定..... ( 同 )...1178
- 救急病院等でなくなった旨の告示..... (健康福祉企画課)... 同
- 救急病院等の告示..... ( 同 )...1179
- 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... (農政企画課)... 同
- 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 )... 同
- 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... ( 同 )... 同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧..... (都市計画課)...1180
- 開発行為に関する工事の完了..... (村山総合支庁建築課)... 同
- 県道の供用の開始..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課)... 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... (出納局)... 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....1181

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....1183
- 車両移動保管事務に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則.....1184

### 公 告

- 一般競争入札の公告..... (管財課)... 同
- 同..... (健康福祉企画課)...1185

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見..... | （商業振興課）...1186 |
| 平成17年度山形県立学校の入学者の募集.....  | （教育委員会）... 同   |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....      | （公安委員会）...1195 |

## 規 則

山形県違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第65号

山形県違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

山形県違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年9月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

本則中「第51条第14項（同条第21項）」を「第51条第17項（同条第24項）」に、「所有者等」を「使用者等」に改め、本則第3号中「財務省印刷局長が定める」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1016号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 名 称 愛宕山鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は、山形市市街地の東側に位置する丘陵地帯で、区域内にある盃山のアベマキ林は北限地となっており、シジミチョウ類の生息地として知られているほか、沼辺沼周辺は都市公園として整備され、地元住民が自然に親しむ場として利用されている。  
区域内は、コナラやミズナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・アカマツ林等が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼等を含む変化に富んだ地域で、特別天然記念物のカモシカやツキノワグマといった大型獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣保護を図る。
- 2 (1) 名 称 東沢公園鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分

## 身近な鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、標高1015メートルの甌岳の西側に位置し、都市公園として整備された「東沢公園」を中心とする区域である。同公園内の東沢ため池、湯沢沼、大沢貯水池等の池沼には渡り鳥が多く飛来し、一年を通じて、地域住民が自然に親しむことができる区域となっている。公園東側一帯はスギ・アカマツ林とコナラ群落が混在する植生で、カモシカをはじめとする鳥獣の生息に適した環境となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 3 (1) 名称 沼山鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形県のほぼ中央部に位置し、東西に走る尾根筋を境に、区域の北側は寒河江川まで急な斜面となっており、南側は大沼や長沼等の池沼をかかえ、緩やかな地形となっている。植生は、スギ等の針葉樹林とコナラ等の広葉樹林が混在しており、大小の池沼とあわせて、森林鳥獣の生息に適した地域となっている。このことから、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 4 (1) 名称 八向山鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新庄市と戸沢村の境界に位置し、標高206メートルの八向山を中心とした区域である。周囲三方を最上川、鮭川、升形川に囲まれ、スギ・アカマツ林等針葉樹林の中に、コナラ等の広葉樹林が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼、草地を含んだ変化に富んだ地域で、特別天然記念物のカモシカをはじめ、アナグマ、キツネ等森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 5 (1) 名称 金山鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、金山町中心部の東側に位置し、標高417メートルの通称北の沢山を中心とした区域で、周囲には金山川等の河川が流れており、植生はスギ等の針葉樹林の中にコナラ等の広葉樹林が混在し、鳥獣の生息に適した環境となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 6 (1) 名称 小国鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ツキノワグマやカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 7 (1) 名称 白川鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、飯豊町の中央部に位置し、周囲を標高500～600メートル前後の山々に囲まれた白川湖を中心とする区域である。コナラ、ミズナラ等の広葉樹林を主体に、スギ、アカマツ等の針葉樹林が混在し、白川湖とあわせて、クマ、カモシカ等森林鳥獣の良好な生息地となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 8 (1) 名称 岡山・井岡鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、鶴岡市の市街地南西約4キロメートルの位置にあり、南側は、庄内海浜県立自然公園に隣接している。周囲を水田と住宅地に囲まれる中に、コナラ等の広葉樹林とスギ等の針葉樹林が混在し、鳥獣にとって貴重な区域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区として指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 9 (1) 名称 金峰鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 身近な鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高458メートルの金峰山を中心にした緩やかな地形が続いている里山地域である。植生はコナラ群落、ブナ・ミズナラ群落、ブナ・チシマザサ群落等の自然植生が中心であるが、一部金峰神社の関係で、アカマツ群落、スギ植林等も見られ豊かな自然環境である。鶴岡市郊外に位置していることにより、山岳宗教の霊山とされていた金峰山には新緑や紅葉の季節には多くの人ハイキングや登山に訪れている。このような自然環境から一年を通じて鶴岡市民の憩いの場所となっており、身近な鳥獣生息地の保護区として指定するものである。

## 10 (1) 名称 高館山鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 身近な鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高274メートルの高館山は、低山ながらブナの自然林が見られ、ふもとに位置する上池・下池周辺にはミズナラ群落が広がるなど、鳥獣の生息に適した良好な植生となっている。こうしたことから、水鳥をはじめ多くの鳥獣が生息しており、秋から冬にかけて多種の冬鳥の渡来が見られる。このような自然環境から一年を通じて鶴岡市民の憩いの場所となっており、身近な鳥獣生息地の保護区として指定するものである。

## 11 (1) 名称 清川鳥獣保護区

## (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

## 身近な鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、最上川と立谷沢川の合流点に隣接し、植生はスギ、アカマツを主体とした常緑針葉樹林となっている。清川地区の集落に隣接し、清河神社、御諸皇子神社のほか、清河八郎記念館など地域住民の憩いの場として活用されている地域であるとともに、身近な鳥類を観察しながら自然に親しむことが出来る重要な地域である。古くから地元住民が憩いの場として活用してきた地域であるため、銃声等による生息環境の悪化等により、豊かで身近な鳥獣の生息が損なわれることを防ぐため、身近な鳥獣生息地の保護区として指定するものである。

## 山形県告示第1017号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、小国鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成16年10月29日

山形県知事 高橋和雄

## 1 名称 小国鳥獣保護区特別保護地区

## 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

## 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

## 4 保護に関する指針

## (1) 特別保護地区の指定区分

## 森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

小国鳥獣保護区は、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ツキノワグマやカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣が多数生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中央部の八木沢川とその東側の尾根に挟まれた区域は、険しい地形でブナ林が原生林に近い形で残っており、鳥獣の良好な生息環境となっているため、当該区域について、引き続き、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。

## 山形県告示第1018号

昭和39年3月県告示第227号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高橋和雄

第2項及び第3項を次のように改める。

## 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高500メートル前後の低山が連なる丘陵地帯で、ミズナラやコナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・カラマツ林等が混在する変化に富んだ林相となっている。周囲には、荒川や足水川等の河川が流れ、ツキノワグマやカモシカといった大型鳥獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

山形県告示第1019号

昭和39年10月県告示第1001号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

愛宕山鳥獣保護区の項第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

愛宕山鳥獣保護区の項に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形市市街地の東側に位置する丘陵地帯で、区域内にある盃山のアベマキ林は北限地となっており、シジミチョウ類の生息地として知られているほか、沼辺沼周辺は都市公園として整備され、地元住民が自然に親しむ場として利用されている。区域内は、コナラやミズナラ等の落葉広葉樹林の中にスギ・アカマツ林等が混在し、一部崖地等の急峻な地形や沼等を含む変化に富んだ地域で、特別天然記念物のカモシカやツキノワグマといった大型獣をはじめとする森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

沼山鳥獣保護区の項第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

沼山鳥獣保護区の項に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形県のほぼ中央部に位置し、東西に走る尾根筋を境に、区域の北側は寒河江川まで急な斜面となっており、南側は大沼や長沼等の池沼をかかえ、緩やかな地形となっている。植生は、スギ等の針葉樹林とコナラ等の広葉樹林が混在しており、大小の池沼とあわせて、森林鳥獣の生息に適した地域となっている。このことから、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

東沢公園鳥獣保護区の項第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

東沢公園鳥獣保護区の項に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

- (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、標高1015メートルの甑岳の西側に位置し、都市公園として整備された「東沢公園」を中心とする区域である。同公園内の東沢ため池、湯沢沼、大沢貯水池等の池沼には渡り鳥が多く飛来し、一年を通じて、地域住民が自然に親しむことができる区域となっている。公園東側一帯はスギ・アカマツ林とコナラ群落が生息する植生で、カモシカをはじめとする鳥獣の生息に適した環境となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

金山鳥獣保護区の項第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

金山鳥獣保護区の項に次の1項を加える。

- 4 保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

- (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、金山町中心部の東側に位置し、標高417メートルの通称北の沢山を中心とした区域で、周囲には金山川等の河川が流れており、植生はスギ等の針葉樹林の中にコナラ等の広葉樹林が生息し、鳥獣の生息に適した環境となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

八向山鳥獣保護区の項第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

八向山鳥獣保護区の項に次の1項を加える。

- 4 保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

- (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新庄市と戸沢村の境界に位置し、標高206メートルの八向山を中心とした区域である。周囲三方を最上川、鮭川、升形川に囲まれ、スギ・アカマツ林等針葉樹林の中に、コナラ等の広葉樹林が生息し、一部崖地等の急峻な地形や沼、草地を含んだ変化に富んだ地域で、特別天然記念物のカモシカをはじめ、アナグマ、キツネ等森林鳥獣の生息に適した地域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

金峰鳥獣保護区の項第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- 3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

金峰鳥獣保護区の項に次の1項を加える。

- 4 保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

- (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高458メートルの金峰山を中心とした緩やかな地形が続いている里山地域である。植生はコナラ群落、ブナ - ミズナラ群落、ブナ - チシマザサ群落等の自然植生が中心であるが、一部金峰神社の関係で、アカマツ群落、スギ植林等も見られ豊かな自然環境である。鶴岡市郊外に位置していることにより、山岳宗教の霊山とされていた金峰山には新緑や紅葉の季節には多くの人々がハイキングや登山に訪れている。このような自然環境から一年を通じて鶴岡市民の憩いの場所となっており、身近な鳥獣生息地の保護区として指定するものである。

清川鳥獣保護区の項第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

清川鳥獣保護区の項に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、最上川と立谷沢川の合流点に隣接し、植生はスギ、アカマツを主体とした常緑針葉樹林となっている。清川地区の集落に隣接し、清河神社、御諸皇子神社のほか、清河八郎記念館など地域住民の憩いの場として活用されている地域であるとともに、身近な鳥類を観察しながら自然に親しむことが出来る重要な地域である。古くから地元住民が憩いの場として活用してきた地域であるため、銃声等による生息環境の悪化等により、豊かで身近な鳥獣の生息が損なわれることを防ぐため、身近な鳥獣生息地の保護区として指定するものである。

山形県告示第1020号

昭和49年10月県告示第1603号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、飯豊町の中央部に位置し、周囲を標高500～600メートル前後の山々に囲まれた白川湖を中心とする区域である。コナラ、ミズナラ等の広葉樹林を主体に、スギ、アカマツ等の針葉樹林が混在し、白川湖とあわせて、クマ、カモシカ等森林鳥獣の良好な生息地となっていることから、引き続き、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

山形県告示第1021号

昭和49年10月県告示第1604号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、鶴岡市の市街地南西約4キロメートルの位置にあり、南側は、庄内海浜県立自然公園に隣接している。周囲を水田と住宅地に囲まれる中に、コナラ等の広葉樹林とスギ等の針葉樹林が混在し、鳥獣に



とって貴重な区域となっていることから、引き続き、鳥獣保護区として指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

## 山形県告示第1022号

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高橋和雄

第4項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

第4項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、庄内海浜県立自然公園地内にあり、標高274メートルの高館山は、低山ながらブナの自然林が見られ、ふもとに位置する上池・下池周辺にはミズナラ群落が広がるなど、鳥獣の生息に適した良好な植生となっている。こうしたことから、水鳥をはじめ多くの鳥獣が生息しており、秋から冬にかけて多種の冬鳥の渡来が見られる。このような自然環境から一年を通じて鶴岡市民の憩いの場所となっており、身近な鳥獣生息地の保護区として指定するものである。

## 山形県告示第1023号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、銃猟禁止区域を次のとおり指定する。

平成16年10月29日

山形県知事 高橋和雄

1 (1) 名 称 大沢川・大旦川銃猟禁止区域

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成23年10月31日まで

2 (1) 名 称 河島銃猟禁止区域

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

3 (1) 名 称 北山銃猟禁止区域

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

4 (1) 名 称 西山銃猟禁止区域

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

5 (1) 名 称 山元銃猟禁止区域

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

6 (1) 名 称 板橋沼銃猟禁止区域

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境

課において縦覧に供する。）

- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 7 (1) 名 称 升形銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 8 (1) 名 称 希望が丘銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 9 (1) 名 称 荒川銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 10 (1) 名 称 庄内空港銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 11 (1) 名 称 藤崎銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 12 (1) 名 称 小出沼銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 13 (1) 名 称 梳代銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 14 (1) 名 称 当山銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
- 15 (1) 名 称 吹浦銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

山形県告示第1024号

平成13年10月県告示第845号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

## 山形県告示第1025号

平成8年10月県告示第1047号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

## 山形県告示第1026号

平成9年9月県告示第991号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

第11項を削る。

## 山形県告示第1027号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 名 称 道円休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 2 (1) 名 称 猪野沢休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 3 (1) 名 称 五十沢休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 4 (1) 名 称 スルス沢休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 5 (1) 名 称 八敷代休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 6 (1) 名 称 芦沢休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 7 (1) 名 称 板敷休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 8 (1) 名 称 小滝休猟区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- 9 (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- (1) 名 称 勸進代休猟区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 10 (1) 名 称 玉川休猟区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 11 (1) 名 称 百石山休猟区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 12 (1) 名 称 下山休猟区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 13 (1) 名 称 黒森山休猟区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 14 (1) 名 称 中野俣休猟区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで

山形県告示第1028号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定し、平成12年10月県告示第849号（鉛散弾を使用する狩猟を禁止する区域の設定）は、廃止する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 名 称 上郷ダム上流部指定猟法禁止区域
- (2) 指定猟法 鉛製散弾を使用する猟法
- (3) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (4) 存続期間 平成16年11月1日から当分の間
- 2 (1) 名 称 酒田余目指定猟法禁止区域
- (2) 指定猟法 鉛製散弾を使用する猟法
- (3) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (4) 存続期間 平成16年11月1日から当分の間

山形県告示第1029号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院でなくなった。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称          | 所 在 地         |
|--------------|---------------|
| 医療法人 本 間 病 院 | 酒田市中町三丁目4番20号 |

## 山形県告示第1030号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 名 称                | 所 在 地         | 認 定 期 間                       |
|--------------------|---------------|-------------------------------|
| 医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目6番46号 | 平成16年12月1日から<br>平成19年11月30日まで |
| 産婦人科・小児科 三井病院      | 鶴岡市美咲町28番1号   | 平成16年11月1日から<br>平成19年10月31日まで |
| 医療法人 本間病院          | 酒田市中町三丁目5番23号 | 平成16年11月1日から<br>平成19年10月31日まで |

## 山形県告示第1031号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.50パーセント」を「年0.20パーセント」に、「年1.75パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年0.90パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年9月21日から適用する。
- 平成16年9月21日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第1032号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年3.25パーセント」を「年2.95パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.50パーセント」を「年0.20パーセント」に、「年1.75パーセント」を「年1.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成16年9月21日から適用する。
- 平成16年9月21日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第1033号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年1.0パーセント」を「年0.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成16年9月21日から適用する。
- 2 平成16年9月21日に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1034号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
  - (2) 名 称 県立中央病院東地区地区計画
- 2 縦覧の場所
  - 土木部都市計画課

山形県告示第1035号

次の開発行為は、完了した。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号
  - 平成16年7月29日 指令村総建第5005号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 東根市一本木二丁目1997 - 1、1997 - 8、1997 - 9、1997 - 43、1997 - 49、1997 - 50、2106 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
  - 東根市板垣大通り29号
  - 株式会社 ハウスプランナー不動産

山形県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年10月29日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間
  - 西置賜郡小国町大字玉川字時巢沢国有林95林班ち小班から
  - 同 字桐沢960番地1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年10月29日

山形県告示第1037号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |           |           |   |         |            |   |   |
|-------|-----------|-----------|---|---------|------------|---|---|
| 別表第6中 | 「         | ”         | ” | ”       | ”          | を | 」 |
|       | 本郷支所橋上出張所 | ”         | ” | 大字橋上8番地 | ”          |   |   |
|       |           | ”         | ” | ”       | ”          |   |   |
|       |           | 貫見支所沢口出張所 | ” | ”       | 大字沢口83番地の乙 | ” | ” |

|   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|----|
| 「 | 「 | 「 | 「 | 」 | に、 |
|   | 「 | 「 | 「 | 」 |    |
|   | 「 | 「 | 「 | 」 |    |
|   | 「 | 「 | 「 | 」 |    |
| 」 | 」 | 」 | 」 |   |    |

「

|   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|-------|
| 「 | 「 | を | 「 | に改める。 |
| 「 | 「 |   | 「 |       |
| 」 | 」 |   | 」 |       |

」

附 則

この規程は、平成16年11月 1 日から施行する。ただし、別表第 6 の改正規定中さがえ西村山農業協同組合に係る部分は、公布の日から施行する。

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第14号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

|         |   |         |         |      |     |  |  |  |  |   |
|---------|---|---------|---------|------|-----|--|--|--|--|---|
| 別表第 1 中 | 同 | 北村山高等学校 | 普 通 商 業 | 情報処理 | 160 |  |  |  |  | を |
|         |   |         |         |      | 80  |  |  |  |  |   |

|   |   |         |         |                    |           |  |  |  |  |    |
|---|---|---------|---------|--------------------|-----------|--|--|--|--|----|
| 「 | 同 | 北村山高等学校 | 普 通 商 業 | 情報処理<br>情報ビジ<br>ネス | 160<br>40 |  |  |  |  | に、 |
| 」 |   |         |         |                    |           |  |  |  |  |    |

|   |   |         |             |         |                 |  |  |  |  |   |
|---|---|---------|-------------|---------|-----------------|--|--|--|--|---|
| 「 | 同 | 新庄南高等学校 | 普 通 商 業 家 庭 | 商 業 家 政 | 120<br>40<br>40 |  |  |  |  | を |
| 」 |   |         |             |         |                 |  |  |  |  |   |

|   |   |         |             |                     |                   |  |  |  |  |    |
|---|---|---------|-------------|---------------------|-------------------|--|--|--|--|----|
| 「 | 同 | 新庄南高等学校 | 普 通 商 業 家 庭 | 商 業 総 合 ビ ジ ネ ス 家 政 | 120<br>40<br>募集停止 |  |  |  |  | に、 |
| 」 |   |         |             |                     |                   |  |  |  |  |    |

|   |   |         |     |                                  |                            |     |     |   |    |  |
|---|---|---------|-----|----------------------------------|----------------------------|-----|-----|---|----|--|
| 「 | 同 | 米沢東高等学校 | 普 通 |                                  | 240                        |     |     |   |    |  |
|   |   |         | 工 業 | 土 木<br>工業化学<br>染織デザ<br>イン<br>機 械 | 募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>40 | 工 業 | 産 業 | 夜 | 40 |  |

|   |          |  |                                                  |                                  |  |  |  |
|---|----------|--|--------------------------------------------------|----------------------------------|--|--|--|
| 同 | 米沢工業高等学校 |  | 電子機械<br>電 気<br>情報技術<br>建 築<br>環境工学<br>工業デザ<br>イン | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 |  |  |  |
|---|----------|--|--------------------------------------------------|----------------------------------|--|--|--|

を

|   |          |     |                                                         |                                  |     |     |      |
|---|----------|-----|---------------------------------------------------------|----------------------------------|-----|-----|------|
| 同 | 米沢東高等学校  | 普 通 |                                                         | 200                              |     |     |      |
| 同 | 米沢工業高等学校 | 工 業 | 機 械<br>電子機械<br>電 気<br>情報技術<br>建 築<br>環境工学<br>工業デザ<br>イン | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 | 工 業 | 産 業 | 夜 40 |

に、

|   |          |            |                                                      |                                                |  |  |  |
|---|----------|------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--|--|--|
| 同 | 置賜農業高等学校 | 農 業        | 農業科学<br>農業工学<br>生産情報<br>生活科学<br>生物生産<br>園芸活用<br>環境緑地 | 募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>40<br>40<br>40 |  |  |  |
|   | 飯豊分校     | 農 業        | 農 業                                                  | 40                                             |  |  |  |
| 同 | 南陽高等学校   | 普 通<br>商 業 | 情報経済                                                 | 200<br>80                                      |  |  |  |

を

|   |          |            |                      |                |      |  |  |
|---|----------|------------|----------------------|----------------|------|--|--|
| 同 | 置賜農業高等学校 | 農 業        | 生物生産<br>園芸活用<br>環境緑地 | 40<br>40<br>40 |      |  |  |
|   | 飯豊分校     | 農 業        | 農 業                  | 40             |      |  |  |
| 同 | 南陽高等学校   | 普 通<br>商 業 | 情報経済<br>情報会計         | 200<br>40      | 募集停止 |  |  |

に、

|   |        |     |  |     |  |  |  |
|---|--------|-----|--|-----|--|--|--|
| 同 | 荒砥高等学校 | 普 通 |  | 120 |  |  |  |
|---|--------|-----|--|-----|--|--|--|

を

|   |        |     |  |    |  |  |  |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|
| 同 | 荒砥高等学校 | 普 通 |  | 80 |  |  |  |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|

に、

「 160 」 を 「 120 」 に、

|  |  |     |             |          |  |  |  |
|--|--|-----|-------------|----------|--|--|--|
|  |  | 工 業 | 機 械<br>電子機械 | 40<br>40 |  |  |  |
|--|--|-----|-------------|----------|--|--|--|



|   |          |      |    |  |  |  |
|---|----------|------|----|--|--|--|
| 同 | 酒田工業高等学校 | 電 気  | 40 |  |  |  |
|   |          | 情報技術 | 40 |  |  |  |
|   |          | 土 木  | 40 |  |  |  |
|   |          | 化学技術 | 40 |  |  |  |

を

|   |          |     |         |      |  |  |  |
|---|----------|-----|---------|------|--|--|--|
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工 業 | 機 械     | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 電 気     | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 情報技術    | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 土 木     | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 化学技術    | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 機械技術    | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 電子機械    | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 情報システム  | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 土木システム  | 40   |  |  |  |
|   |          |     | 環境エネルギー | 40   |  |  |  |

に改める。

|       |                 |      |     |    |   |
|-------|-----------------|------|-----|----|---|
| 別表第2中 | 山形県立山 辺 高 等 学 校 | 衛生看護 | 2 年 | 40 | を |
|-------|-----------------|------|-----|----|---|

|                 |      |     |      |       |
|-----------------|------|-----|------|-------|
| 山形県立山 辺 高 等 学 校 | 衛生看護 | 2 年 | 募集停止 | に改める。 |
|                 | 看護   | 2 年 | 40   |       |

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第5号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

|          |                 |       |   |
|----------|-----------------|-------|---|
| 別表第1第2号中 | 中 川 警 察 官 駐 在 所 | 南陽市川樋 | を |
|          | 沖 郷 警 察 官 駐 在 所 | 南陽市高梨 |   |

|                 |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| 中 川 警 察 官 駐 在 所 | 南陽市川樋 | に改める。 |
|-----------------|-------|-------|

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

車両移動保管事務に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月29日

山形県公安委員会

委員長 吉田 美智子

#### 山形県公安委員会規則第6号

車両移動保管事務に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両移動保管事務に係る負担金の額を定める規則（昭和62年9月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「所有者等」を「使用者等」に改め、本則第3号中「財務省印刷局長が定める」を削る。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

| 場 所                                   | 日 時                      | 入札に付する物件                                                                               |
|---------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 新庄市金沢字大道上2034番<br>最上総合支庁 503会議室       | 平成16年12月6日(月)<br>午後1時30分 | 最上郡舟形町長沢字平石1090番6<br>宅 地 209.89平方メートル                                                  |
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 講堂               | 平成16年12月7日(火)<br>午前10時   | 山形市前田町4番4、同4番5の一部<br>土地及び建物<br>宅 地 483.97平方メートル<br>住宅建 169.62平方メートル<br>雑屋建 26.49平方メートル |
|                                       | 平成16年12月7日(火)<br>午後1時30分 | 山形市飯田西四丁目661番3<br>土地及び建物<br>宅 地 309.43平方メートル<br>事務所建 99.36平方メートル<br>雑 屋 建 8.10平方メートル   |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地<br>1<br>庄内総合支庁 入札室 | 平成16年12月8日(水)<br>午後1時30分 | 酒田市大字漆曾根字千刈4番4<br>宅 地 263.56平方メートル                                                     |

#### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

#### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

#### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

#### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

## 6 その他

## (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                               | 場 所                             | 日 時                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 最上郡舟形町長沢字平石1090番6<br>宅 地 209.89平方メートル                                                  | 新庄市金沢字大道上2034番<br>最上総合支庁 503会議室 | 平成16年11月15日(月)<br>午後1時30分 |
| 山形市前田町4番4、同4番5の一部<br>土地及び建物<br>宅 地 483.97平方メートル<br>住宅建 169.62平方メートル<br>雑屋建 26.49平方メートル | 現 地                             | 平成16年11月16日(火)<br>午前10時   |
| 山形市飯田西四丁目661番3<br>土地及び建物<br>宅 地 309.43平方メートル<br>事務所建 99.36平方メートル<br>雑 屋 建 8.10平方メートル   | 現 地                             | 平成16年11月16日(火)<br>午後1時30分 |
| 酒田市大字漆首根字千刈4番4<br>宅 地 263.56平方メートル                                                     | 酒田市大字漆首根字千刈13番<br>酒田市北平田公民館     | 平成16年11月17日(水)<br>午後1時30分 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県医療機関情報ネットワーク開発・保守管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成16年11月11日(木)

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

山形県医療機関情報ネットワーク開発・保守管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成17年3月31日(木)まで

(4) 入札方法

総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 2の(1)の役務に関し、適切かつ迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所

契約条項、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部健康福祉企画課医務係 電話番号023-630-2110

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれ

かに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書その他必要な書類（以下「証明書等」という。）を平成16年11月4日(木)午後5時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、開札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続を停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年11月29日まで縦覧に供する。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡西ショッピングセンターウエストモール・パル  
鶴岡市美咲町3番13号外

2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成16年6月11日

3 意見の概要

北東側の出入口が住居専用地域に隣接するため、騒音等の周辺住民への影響については、来店者及び従業員に看板等で注意を促すなど十分に配慮すること。

平成17年度山形県立高等学校並びに山形県立盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

平成16年10月29日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

1 山形県立高等学校全日時の課程及び定時制の課程

| 学 校 名        | 全 日 制 の 課 程 |           | 定 時 制 の 課 程 |      |
|--------------|-------------|-----------|-------------|------|
|              | 設 置 学 科     | 入学定員      | 設 置 学 科     | 入学定員 |
| 山形県立 山形東高等学校 | 普通          | 240       |             |      |
| 同 山形南高等学校    | 普通<br>理数    | 240<br>40 |             |      |
| 同 山形西高等学校    | 普通          | 240       |             |      |
| 同 山形北高等学校    | 普通<br>音楽    | 200<br>40 |             |      |
| 同 山形工業高等学校   | 工業          |           |             |      |
|              | 機械システム      | 80        |             |      |
|              | 電子システム      | 40        |             |      |
|              | 情報システム      | 40        |             |      |
|              | 建築システム      | 40        |             |      |
|              | 土木環境システム    | 40        |             |      |

|   |                  |                   |                                                                                |                                  |     |  |                        |
|---|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----|--|------------------------|
| 同 | 山形中央高等学校         | 普 通<br>体 育        |                                                                                | 200<br>80                        |     |  |                        |
| 同 | 霞城学園高等学校         |                   |                                                                                |                                  | 普 通 |  | 午前 40<br>午後 40<br>夜 40 |
| 同 | 上山明新館高等学校        | 普 通<br>農 業<br>商 業 | 園 芸 工 学<br>食 品 科 学<br>情 報 経 営                                                  | 240<br>40<br>40<br>40            |     |  |                        |
| 同 | 天童高等学校           | 総 合               |                                                                                | 200                              |     |  |                        |
| 同 | 山辺高等学校           | 家 庭<br>看 護        | 食 物<br>福 祉<br>看 護                                                              | 40<br>40<br>40                   |     |  |                        |
| 同 | 寒河江高等学校          | 普 通<br>農 業        | 果 樹 園 芸                                                                        | 240<br>40                        |     |  |                        |
| 同 | 寒河江工業高等学校        | 工 業               | 機 械<br>電 子 機 械<br>情 報 技 術<br>土 木                                               | 40<br>40<br>40<br>40             |     |  |                        |
| 同 | 谷地高等学校           | 普 通<br>商 業        | 商 業                                                                            | 120<br>40                        |     |  |                        |
| 同 | 左沢高等学校           | 普 通               |                                                                                | 120                              |     |  |                        |
| 同 | 村山農業高等学校         | 農 業               | 農 産 シ ス テ ム<br>園 芸 サ イ エ ン ス<br>環 境 ク リ エ イ ト                                  | 40<br>40<br>40                   |     |  |                        |
| 同 | 楯岡高等学校           | 普 通               |                                                                                | 200                              |     |  |                        |
| 同 | 東根工業高等学校         | 工 業<br>家 庭        | 機 械 シ ス テ ム<br>自 動 車 工 学<br>電 子 工 学<br>デ ザ イ ン 工 学<br>生 活 ク リ エ イ ト            | 40<br>40<br>40<br>40<br>40       |     |  |                        |
| 同 | 北村山高等学校          | 普 通<br>商 業        | 情 報 ビ ジ ネ ス                                                                    | 160<br>40                        |     |  |                        |
| 同 | 新庄北高等学校<br>最 上 校 | 普 通<br>普 通        |                                                                                | 200<br>40                        | 普 通 |  | 夜 40                   |
| 同 | 新庄南高等学校          | 普 通<br>商 業        | 総 合 ビ ジ ネ ス                                                                    | 120<br>40                        |     |  |                        |
| 同 | 新庄神室産業高等学校       | 農 業<br>工 業        | 生 物 生 産<br>生 物 環 境<br>機 械 シ ス テ ム<br>電 気 シ ス テ ム<br>建 設 シ ス テ ム<br>建 築 デ ザ イ ン | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 |     |  |                        |
| 同 | 金山高等学校           | 普 通               |                                                                                | 80                               |     |  |                        |
| 同 | 真室川高等学校          | 普 通               |                                                                                | 80                               |     |  |                        |

|   |           |    |                                                                                                |                                        |    |      |      |
|---|-----------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----|------|------|
| 同 | 米沢興譲館高等学校 | 普通 |                                                                                                | 200                                    |    |      |      |
|   |           | 理数 |                                                                                                | 40                                     |    |      |      |
| 同 | 米沢東高等学校   | 普通 |                                                                                                | 200                                    |    |      |      |
| 同 | 米沢工業高等学校  | 工業 | 機 械<br>電 子 機 械<br>電 気 機 械<br>情 報 技 術<br>建 築 学<br>環 境 工 学<br>工 業 デ ザ イ ン                        | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 | 工業 | 産業   | 夜 40 |
| 同 | 米沢商業高等学校  | 商業 | 総 合 ビ ジ ネ ス<br>国 際 ビ ジ ネ ス<br>情 報 ビ ジ ネ ス                                                      | 80<br>40<br>80                         |    |      |      |
| 同 | 置賜農業高等学校  | 農業 | 生 物 生 産<br>園 芸 活 用<br>環 境 緑 地                                                                  | 40<br>40<br>40                         |    |      |      |
|   | 飯 豊 分 校   | 農業 | 農 業 農 業                                                                                        | 40                                     |    |      |      |
| 同 | 南陽高等学校    | 普通 |                                                                                                | 200                                    |    |      |      |
|   |           | 商業 | 情 報 会 計                                                                                        | 40                                     |    |      |      |
| 同 | 高島高等学校    | 総合 |                                                                                                | 120                                    |    |      |      |
| 同 | 長井高等学校    | 普通 |                                                                                                | 200                                    |    |      |      |
| 同 | 長井工業高等学校  | 工業 | 機 械 シ ス テ ム<br>電 子 シ ス テ ム<br>環 境 シ ス テ ム<br>福 祉 情 報                                           | 40<br>40<br>40<br>40                   |    |      |      |
| 同 | 荒砥高等学校    | 普通 |                                                                                                | 80                                     |    |      |      |
| 同 | 小国高等学校    | 普通 |                                                                                                | 80                                     |    |      |      |
| 同 | 鶴岡南高等学校   | 普通 |                                                                                                | 200                                    |    |      |      |
|   |           | 理数 |                                                                                                | 40                                     |    |      |      |
| 同 | 鶴岡北高等学校   | 普通 |                                                                                                | 200                                    |    |      |      |
| 同 | 鶴岡工業高等学校  | 工業 | 機 械 シ ス テ ム<br>生 産 シ ス テ ム<br>電 気 電 子 シ ス テ ム<br>情 報 通 信 シ ス テ ム<br>建 築 シ ス テ ム<br>環 境 シ ス テ ム | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40       | 工業 | 工業技術 | 夜 40 |
| 同 | 鶴岡中央高等学校  | 普通 |                                                                                                | 160                                    |    |      |      |
|   |           | 総合 |                                                                                                | 160                                    |    |      |      |
|   | 温 海 校     | 普通 |                                                                                                | 40                                     |    |      |      |
| 同 | 加茂水産高等学校  | 水産 | 海 洋 技 術<br>海 洋 環 境                                                                             | 40<br>40                               |    |      |      |
| 同 | 庄内農業高等学校  | 農業 | 生 物 生 産<br>園 芸 科 学<br>生 物 環 境                                                                  | 40<br>40<br>40                         |    |      |      |

|   |          |    |                                             |                      |    |  |      |
|---|----------|----|---------------------------------------------|----------------------|----|--|------|
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合 |                                             | 120                  |    |  |      |
| 同 | 山添高等学校   | 普通 |                                             | 80                   |    |  |      |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通 |                                             | 240                  |    |  |      |
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通 |                                             | 200                  |    |  |      |
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商業 | 総合ビジネス<br>国際情報                              | 80<br>80             | 普通 |  | 夜 40 |
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工業 | 機械技術<br>電子機械<br>情報システム<br>土木システム<br>環境エネルギー | 40<br>40<br>40<br>40 |    |  |      |
| 同 | 酒田北高等学校  | 普通 |                                             | 120                  |    |  |      |
| 同 | 遊佐高等学校   | 普通 |                                             | 80                   |    |  |      |

- (注) 1 新庄神室産業高等学校全日製の課程において、生物生産科と生物環境科、機械システム科と電気システム科、建設システム科と建築デザイン科は、それぞれまとめて募集する。
- 2 米沢工業高等学校全日製の課程において、機械科と電子機械科、電気科と情報技術科、建築科と環境工学科土木専攻の20名、環境工学科化学専攻の20名と工業デザイン科は、それぞれまとめて募集する。
- 3 鶴岡南高等学校全日製の課程の一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。
- 4 酒田商業高等学校全日製の課程において、総合ビジネス科と国際情報科は、まとめて募集する。
- 5 入学志願に係る詳細については、別記1「平成17年度山形県立高等学校全日製の課程及び定時製の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 2 山形県立高等学校通信制の課程

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立霞城学園高等学校 | 普 通  | 120  |
|              | 服 飾  | 40   |
| 同 鶴岡南高等学校    | 普 通  | 80   |

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記2「平成17年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 3 山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部

| 学 校 名     | 受 入 れ 区 域 | 設置学科    | 入学定員 |
|-----------|-----------|---------|------|
| 山形県立山形盲学校 | 県 下 一 円   | 普 通     | 若干名  |
|           |           | 保 健 理 療 | 若干名  |
| 同 山形聾学校   | 県 下 一 円   | 普 通     | 若干名  |

|   |          |                                                                    |     |     |
|---|----------|--------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 同 | 山形養護学校   | 県 下 一 円                                                            | 普 通 | 14  |
| 同 | 米沢養護学校   | 山形市、上山市、東村山郡、米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡                                 | 普 通 | 14  |
| 同 | ゆきわり養護学校 | 県 下 一 円                                                            | 普 通 | 若干名 |
| 同 | 鶴岡養護学校   | 鶴岡市、酒田市、東田川郡、西田川郡、飽海郡                                              | 普 通 | 14  |
| 同 | 新庄養護学校   | 寒河江市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、西村山郡、北村山郡、新庄市、最上郡                            | 普 通 | 14  |
| 同 | 上山高等養護学校 | 山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡 | 普 通 | 24  |
| 同 | 鶴岡高等養護学校 | 新庄市、最上郡、鶴岡市、酒田市、東田川郡、西田川郡、飽海郡                                      | 普 通 | 16  |

(注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。

2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成17年度山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。

#### 4 山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名           | 設置学科 | 入学定員 |
|-----------------|------|------|
| 山形県立山 辺 高 等 学 校 | 看 護  | 40   |
| 同 庄内農業高等学校      | 農 業  | 30   |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記4「平成17年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 5 山形県立盲学校及び聾学校の高等部専攻科

| 学 校 名         | 受入れ区域   | 設置学科    | 入学定員 |
|---------------|---------|---------|------|
| 山形県立山 形 盲 学 校 | 県 下 一 円 | 理 療     | 若干名  |
| 同 山 形 聾 学 校   | 県 下 一 円 | 商 業 技 術 | 若干名  |
|               |         | 生 産 技 術 | 若干名  |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記5「平成17年度山形県立盲学校及び聾学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 別記1

平成17年度山形県立高等学校全日製の課程及び定時製の課程入学志願要項

#### 第1 推薦入学者選抜

##### 1 志願資格



推薦入学者選抜を志願することのできる者は、平成17年3月に山形県内の中学校を卒業する見込みの者で、在籍中学校長の推薦を得た者とする。

## 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

## 3 対象学科・募集人員

別に定める。

## 4 出願に必要な書類及び提出期間

### (1) 出願に必要な書類

#### イ 共通に必要な書類

- (イ) 推薦入学願書
- (ロ) 在籍中学校長の推薦書
- (ハ) 調査書

#### ロ 個別に必要な書類

- (イ) 志願理由書  
志願先の高等学校長が提出を求めたとき。
- (ロ) 自己申告書  
志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

### (2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成17年1月25日(火)から1月31日(月)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 5 選抜及び合格者の発表

選抜は、推薦書、調査書及び面接並びに必要な応じて実施等される適性検査、作文・実技検査等、志願理由書及び自己申告書の結果を総合して行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査等は、平成17年2月9日(水)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成17年2月16日(水)午前11時から午後1時まで、在籍中学校長あて連絡する。ただし、合格者の発表は、平成17年3月17日(木)に行う。

## 第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

### 1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成17年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

### 2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立金山高等学校、県立小国高等学校）

### 3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

### 4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成17年1月25日(火)から1月31日(月)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

### 5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

- (1) 面接は、平成17年2月10日(木)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成17年2月16日(水)午前11時から午後1時まで、在籍中学校長あて連絡する。ただし、合格者の発表は、平成17年3月17日(木)に行う。

## 第3 一般入学者選抜

### 1 志願資格

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 平成17年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学

校」という。)を卒業又は修了(以下第3において「卒業」という。)する見込みの者

- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条の各号の一に該当する者

## 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

## 3 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 共通に必要な書類

イ 入学願書

ロ 調査書

- (2) 個別に必要な書類

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

- (3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成17年2月21日(月)から2月25日(金)正午までの間に、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

## 4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、平成17年3月10日(木)に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 面接は、平成17年3月10日(木)学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成17年3月11日(金)とすることがある。
- (3) 適性検査は、平成17年3月11日(金)に志願先高等学校で行うものとする。
- (4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成17年3月17日(木)に受検番号によって行う。

## 第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

### 1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、平成17年4月1日現在で20歳以上の者とする。

### 2 出願に必要な書類及び提出期間

- (1) 入学願書

- (2) 出身中学校の卒業証明書

- (3) 提出期間

入学願書及び卒業証明書は、平成17年2月21日(月)から2月25日(金)正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

### 3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成17年3月10日(木)に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成17年3月17日(木)に受検番号によって行う。

## 第5 注意事項

- 1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

- 2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

## 別記2

平成17年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

## 1 志願資格

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、霞城学園高等学校の服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成17年度入学予定者に限る。

## 2 募集区域

県下一円

## 3 出願に必要な書類及び提出期間

## (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙をはり、消印しないこと。

## (2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

## (3) 提出期間

平成17年3月1日(火)から3月23日(水)午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることがある。

## 4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査は行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

(1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。

(2) 合格者の発表は、平成17年3月28日(月)までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

## 5 その他

(1) 細部については、山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

(2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出すること。

## 別記3

平成17年度山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学志願要項

## 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部を平成17年3月卒業見込みの者

ロ 中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部を卒業した者

ハ 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者

(2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に該当する者であること。ただし、高等養護学校においては、知的発達の遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

## 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学者定員及び出願に必要な書類は、各学校の入学者募集要項に示す。

## 3 入学志願及び調査書等の提出

(1) 入学志願は1人1校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

## 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

## 5 選考方法

(1) 選考は、各学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果によ

り、総合的に検討し、入学者を判定する。

- (3) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」及び「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校学習指導要領」並びに関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

#### 6 合格者の発表

各学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行うとともに、志願者の在籍又は出身学校長を経由し、志願者に通知する。

#### 7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

### 別記4

平成17年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項

#### 第1 山辺高等学校専攻科（看護）

##### 1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を、平成17年3月卒業見込みの者

##### 2 出願期間

平成17年2月1日(火)から2月8日(火)正午まで

##### 3 提出書類

学校所定の入学願書

受験料は要しない。

##### 4 選抜

卒業の判定をもって行う。

##### 5 合格発表

平成17年2月17日(木)午後3時予定

##### 6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

#### 第2 庄内農業高等学校専攻科（農業）

##### 1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は平成17年3月卒業見込みの者  
(2) 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

##### 2 募集区域

県下一円

##### 3 出願期間

- (1) 平成17年1月11日(火)から1月25日(火)正午まで  
(2) 平成17年2月21日(月)から3月8日(火)正午まで  
ただし、第1回で定員を満たした場合は第2回目の募集は行わない。

##### 4 提出書類

###### (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

###### (2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

###### (3) 調査書

高等学校卒業（卒業見込み）の者は、高等学校の調査書とする。

高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

###### (4) 作文

学校所定の用紙による。

##### 5 選抜

提出書類による。

## 6 合格発表

- (1) 平成17年1月28日(金)午後3時予定
- (2) 平成17年3月15日(火)午後3時予定

## 7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

## 別記5

平成17年度山形県立盲学校及び聾学校の高等部専攻科入学志願要項

## 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 高等学校又は盲学校若しくは聾学校の高等部を平成17年3月卒業見込みの者
  - ロ 高等学校又は盲学校若しくは聾学校の高等部を卒業した者
  - ハ 文部科学大臣の定めるところにより、ロに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。

## 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

## 3 入学願書及び調査書等の提出

- (1) 入学願書は、在籍又は出身の高等学校、盲学校又は聾学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。
 

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。
- (2) 調査書等は、入学願書を経由する学校長等が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

## 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

## 5 選考方法

- (1) 選考は、各学校長が関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に判定して行う。
- (2) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領」及び「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領」並びに関係盲学校及び聾学校の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

## 6 合格者の発表

各学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

## 7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年10月29日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

四輪運転シミュレータ機器の賃貸 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高掬字立谷川原北3400 電話番号023(655)2150

## 3 落札者を決定した日 平成16年10月8日

## 4 落札者の名称及び所在地

NECリース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目6番1号

## 5 落札金額 70,383,600円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行っ

た日 平成16年 8 月27日